

亀山市告示第191号

亀山市生活困窮者住居確保給付金支給要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年9月21日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市生活困窮者住居確保給付金支給要綱の一部を改正する告示

亀山市生活困窮者住居確保給付金支給要綱（平成27年亀山市告示第135号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分を同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分に改める。

改正後	改正前
附 則 (再支給に関する特例) 3 住居確保給付金（住宅手当緊急特別措置事業による住宅手当及び住宅支援給付事業による住宅支援給付を含む。以下同じ。）の支給を終了した受給者で第5条各号に掲げる支給対象者の要件に該当する者（住居確保給付金を受給して常用就職した後に、新たに解雇（受給者の責に帰すべき重大な理由による解雇を除く。）されたことにより要件に該当することとなった者又はこの項の規定により住居確保給付金の支給を受けた者を除く。）であって、令和3年2月1日から <u>令和4年12月31日</u> までの間に住居確保給付金を申請した者については、3月間までの範囲内	附 則 (再支給に関する特例) 3 住居確保給付金（住宅手当緊急特別措置事業による住宅手当及び住宅支援給付事業による住宅支援給付を含む。以下同じ。）の支給を終了した受給者で第5条各号に掲げる支給対象者の要件に該当する者（住居確保給付金を受給して常用就職した後に、新たに解雇（受給者の責に帰すべき重大な理由による解雇を除く。）されたことにより要件に該当することとなった者又はこの項の規定により住居確保給付金の支給を受けた者を除く。）であって、令和3年2月1日から <u>令和4年9月30日</u> までの間に住居確保給付金を申請した者については、3月間までの範囲内

において住居確保給付金を再支給することができる。

(国の雇用施策による給付に関する特例)

- 5 令和4年12月31日までに住居確保給付金を申請した者については、国の雇用施策による給付（令和3年5月以前に受給したものを除く。）を受給した場合であっても、第5条第6号の規定に関わらず、住居確保給付金の支給対象者とし、第20条第1項の規定に関わらず、住居確保給付金の支給を停止しない。

において住居確保給付金を再支給することができる。

(国の雇用施策による給付に関する特例)

- 5 令和4年9月30日までに住居確保給付金を申請した者については、国の雇用施策による給付（令和3年5月以前に受給したものを除く。）を受給した場合であっても、第5条第6号の規定に関わらず、住居確保給付金の支給対象者とし、第20条第1項の規定に関わらず、住居確保給付金の支給を停止しない。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。